

内外資企業の所得税率を統一

2006年12月25日 02:47 人民網 - 人民日報

12月24日、第10期全国人民代表大会常務委員会第25次会議が開催され、《中華人民共和国企業所得税法（草案）》が第一回審議に付された。國務院の委託を受けて財政部部長（日本では財政省の大臣に相当）の金人慶部長が立法説明を行った。

中国の経済体制が成熟した規範へと向かっているシンボル

【背景】第10期全国人民代表大会二次会議以来、合計で541名の全国人民代表が内資企業（中国の国内資本企業）と外資企業の所得税統一を求める16件の議案を提出していた。

改革開放以来、中国の内資企業と外資企業に対して、それぞれ別の二組の所得税の制度が制定され運営されてきた。

金人慶部長（金財政大臣）は、現行の所得税法を執行するなかに、ある種の問題があることを明らかにした。例えば、現行の中国資本と外国資本の企業に対する税法の差異が大きく、企業からは統一した税徴収と公平な競争を求める声が比較的高かった。また、現行の企業所得税優遇政策には比較的大きな抜け穴があり、企業の経営行為が捻じ曲げられ、国家の税金の流出を招いていた。その上、現行の内資企業税法と外資企業税法の10年強の実施以来、中国の経済社会状況に大きな変化が発生しており、新しい状況に対応した改定が必要となっていた。

企業所得税に関する《中華人民共和国企業所得税法》と《外商投資企業と国外企業所得税法》を統一する“両税合併”改革は、中国の経済構造改善と産業の高度化促進に有利であり、各種企業が公平に競争できる税制環境を作るのに有利であり、中国の社会主義市場経済発展の新段階における一つの制度の創造であり、中国の経済社会の持続可能な発展戦略促進の措置であり、中国の経済体制が成熟した規範へと進むシンボリックな仕事であり、社会各界の共通した認識と声である。

統一的に適用する科学規範的な税制の樹立

【背景】企業所得税法の立法作業を促進するために、第10期全国人民代表大会常務委員会は五年の立法計画と今年の立法計画にこの所得税法を組み込んだ。

財政部と税務総局及び國務院法制室は調査研究を深め、全国人民代表大会財務経済委員会の意見を求め、全国人民代表大会常務委員会の法務工作委員会・予算工作委員会、各省・自治区・直轄市と計画単列市の人民政府、國務院の関連委員会と部及び専門学者の意見も聴取した上に反復して修正を加え、現在の草案を形成した。

“簡略な税制、広い徴税基盤、低い税率、厳格な徴税管理”の税制改革の原則に照らし、この草案は国際経験を参照し、各種企業に統一的に適用できる科学的な規範的な税制

の樹立と、各種企業が公平な市場競争をできる環境の創造を目的とした。

企業所得税の改革は以下の原則を遵守した。

公平な税負担の原則を貫徹する。

科学発展観の原則を実施し、経済社会と区域強調発展を統率する。

調整制御作用の原則を発揮し、産業水準向上と技術進歩及び国民経済構造の高度化を推進する。

国際慣例の原則を参照する。

理に従って分配関係を合理化する原則。

企業所得税税率の統一した適切な引き下げ

【背景】現行の中国の内資企業と外資企業の所得税税率は均しく 33% である。同時に、一部の特殊区域の外資企業に対して 24% 或は 15% の優遇税率を実施しており、利益の少ない内資企業に対して 27% 或は 18% の二つの優待税率となっており、多くの税率ランクがあり、税負担の差異が大きかった。

金人慶部長は今回の税制改革草案が“四つの統一”を実現していることを特に強調した。即ち、

- 1．統一して中国内資本企業と外資企業に適用される所得税法
- 2．統一した適切に引き下げられた所得税率
- 3．統一と規範化された法と標準に基づく税引き前控除
- 4．統一した所得税の優遇政策

また、金人慶部長は“産業による優遇を主とし、区域優遇を補助とする”新しい所得税徴税優遇体系を実行することを強調した。

草案は税率を 25% に確定しようとしている。主に考慮されたのは内資企業に対する税負担の軽減であり、外資企業に対する可能な限り少ない税負担の増加である。同時に財政収入減を制御可能な受け入れ可能な範囲に抑えることである。さらに中国の周辺国の所得税税率を考慮する必要も有った。草案で規定した 25% の税率は、国際的に見て中位かやや低めの水準であり、企業競争力の向上と外商投資の吸引に有利である。

小企業の発展を助け、就業を促進するため、国際的に通用する方法を参照して、草案は規定条件に適合する小型の利益の少ない企業に対して所得税率 20% の配慮した徴税を適用する。小型で利益の少ない企業の具体的な基準は現在国務院が実施条例中にて規定しようとしている。

現行の企業所得税優遇政策との整合

【背景】現行の所得税優遇政策には、優遇政策の不統一が存在し、優遇内容はきわめて不合理であり、優遇の重点があまり明確でなかった問題がある。

内資企業と外資企業の所得税を統一し、各国の税制改革の新しい動きを見極めて、草

案は幾つかの種類方式を採用して現行税収優遇政策との整合を採った。

中国が必要とする重点支援の高新技术企業に対して 15%の優遇税率を適用し、創業投資企業（ベンチャー企業）への税収優遇及び環境保護・省エネ節水・安全生産などの方面へ投資する企業の税収優遇を拡大する。

農林・牧畜・漁業および基礎施設投資への税収優遇政策は継続する。

労務サービス企業、福利企業、資源総合利用企業に対する直接減免税政策は、代替性の優遇政策と置き換える。

生産型外資企業への定期減免税政策（所得税の二免三減の優遇政策）および製品輸外型企業に対する減半徴税の優遇政策などは取り消した。

一部の己設立企業は過渡的な配慮を得られる

【背景】全国人民代表大会が《中華人民共和国企業所得税法》を承認通過した後、国务院が実施条例を制定し、直ちに新税法と併せて実施する。その時、一部のその時まで税収優遇を享受していた企業は税負担の増加に直面することになる。

草案は、新税法の公布前に既に批准を経て設立され、当時の税収法律や行政法規に照らして、低税率と定期減免税の優遇を享受している企業に対して、過渡的な配慮を行う。具体的な配慮は以下の内容を含む。

今まで 15% 或は 24% などの低税率優遇を受けていた企業は、新法実施後 5 年以内は低税率の過渡的配慮を享受でき、その間に徐々に新法にて規定された法定税率へと税率を引き上げる。

元々定期優遇（所得税の二免三減の優遇政策）を享受している企業は、一律に新税法が実施される年度から数えて、元の税法が規定した優遇基準と優遇年限に照らして免税時期の計算を開始し、まだ満期に成っていない或はまだ享受していない優遇を享受できる。

過渡的な配慮を享受する老企業は、新法規定の税収優遇の執行を選択できる。ただし、重複して享受することは出来ない。

人民日報記者 毛磊 杜文娟

注：

この翻訳文は中国のニュースを翻訳したものであり、法律文ではありません。また訳者はそのニュースの信憑性や語句の意義の解釈に関して如何なる責任をも負うものではありません。

2006 年 12 月 26 日

翻訳文責 唐山市日本事務所